

沼津市景観計画 概要版（1/2）

1 沼津市の景観の特徴

○広域レベルでみた景観の特徴

- ・海と山に囲まれた県東部の中心的なまち
- ・交通の要衝として発展したまち
- ・富士山の優れた眺望に恵まれたまち

○市域レベルでみた景観の特徴

- ・駿河湾や伊豆半島の豊かな自然環境
- ・宿場町や別荘地として栄えた歴史・文化の景観
- ・駅や港を中心に形成されてきた市街地の景観
- ・地域コミュニティ主体の景観まちづくり活動

2 良好な景観の形成に関する方針

良好な景観の形成に関する方針

1 市域の景観形成方針

2 景観形成重点地区の景観形成方針

3 眺望景観の保全年針

2-1 市域の景観形成方針

市域全域（景観計画区域）で共通する景観形成の方針です。

緑と水とまち並みの美しい沼津を創るため、景観形成方針を見直し、5つの体系に再構成します。

方針1 富士山眺望の保全と美しく親しみやすい水辺の景観づくり

富士山のビューポイント、海、河川、湖沼の景観を保全・活用します。

方針2 緑の豊かさや大地の恵みを感じる景観づくり

市街地の背景となる山地、丘陵地、農地の景観を保全・活用します。

方針3 歴史・文化を感じる風景を活かした景観づくり

文化財、地域の資源、歴史ある道と一体となった景観を形成します。

方針4 賑わいを感じる市街地の景観づくり

駅や港、幹線道路の周辺では、賑わいのある景観を形成します。
住宅地や工業地では、心地よく過ごせる景観を形成します。

方針5 地域ぐるみで取り組む景観づくり

住民や事業者の景観への関心を高め、協働の景観まちづくり活動を推進します。

2-2 景観形成重点地区の景観形成方針

地域の景観特性にあわせて景観形成を進めるための方針です。

5つの重点地区では、それぞれの景観形成方針を定めています。

沼津駅周辺地区

『沼津の顔となる品格と賑わいあふれる景観づくり』

白隠のみち地区

『白隠のこころと歴史を大切にする、やすらぎの“白隠の里”』

沼津港周辺地区

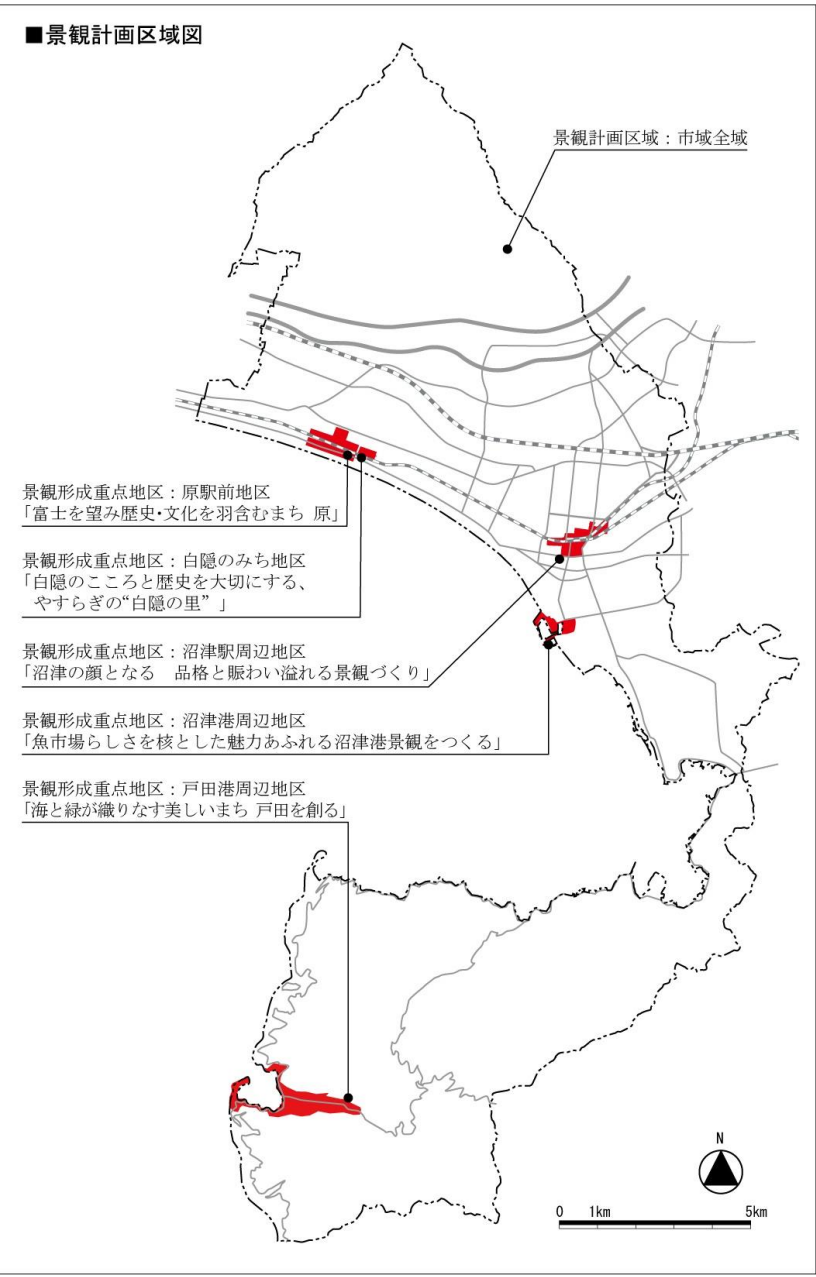
『魚市場らしさを核とした魅力あふれる沼津港景観をつくる』

原駅前地区

『富士を望み歴史・文化を羽含むまち 原』

戸田港周辺地区

『海と緑が織りなす美しいまち 戸田を創る』



＜沼津駅周辺地区における目標等の見直し＞

・地区景観形成の目標の見直し

自然環境や住環境と調和した統一感のある質の高いまち並みの形成を図ることを目標に、「品格と賑わい」あふれる景観づくりを進めます。

・区域の見直し

「中心市街地まちづくり戦略」で示す“駅まち環状”エリア内において、これまで重点地区に指定されていない区域を新たに追加し、区域を拡大します。



・景観形成方針の見直し

沼津駅周辺総合整備事業の推進や「都市空間デザインガイドライン」の策定に伴い、景観形成方針を見直します。

見直しに際しては、令和3年8月に、沼津駅周辺地区の皆様とワーキンググループを実施し、区域の見直し、景観形成方針、景観形成基準、届出対象行為等について検討しました。



2-3 眺望景観の保全方針

本市の代表的な眺望景観の保全を図るための方針です。

本市を代表する景観である富士山や駿河湾を眺めることができる眺望点を15箇所指定するとともに、保全方針を定めます。

また、回遊性による眺望の変化を楽しむことができる眺望ルートとして、7つのルートを指定し、眺望景観を保全します。

《眺望点の指定の方針》

- ①本市の代表的な眺望である、富士山や駿河湾が含まれる眺望を眺めることができる地点
- ②場所がわかりやすく、かつ、安全に眺望できる地点
- ③継続的な維持管理が可能な場所であり、今後も眺望点として保全が可能である地点
- ④市や民間事業者等から良好な眺望景観を眺めることができる場所として、積極的に情報発信されている地点

《指定した眺望点》

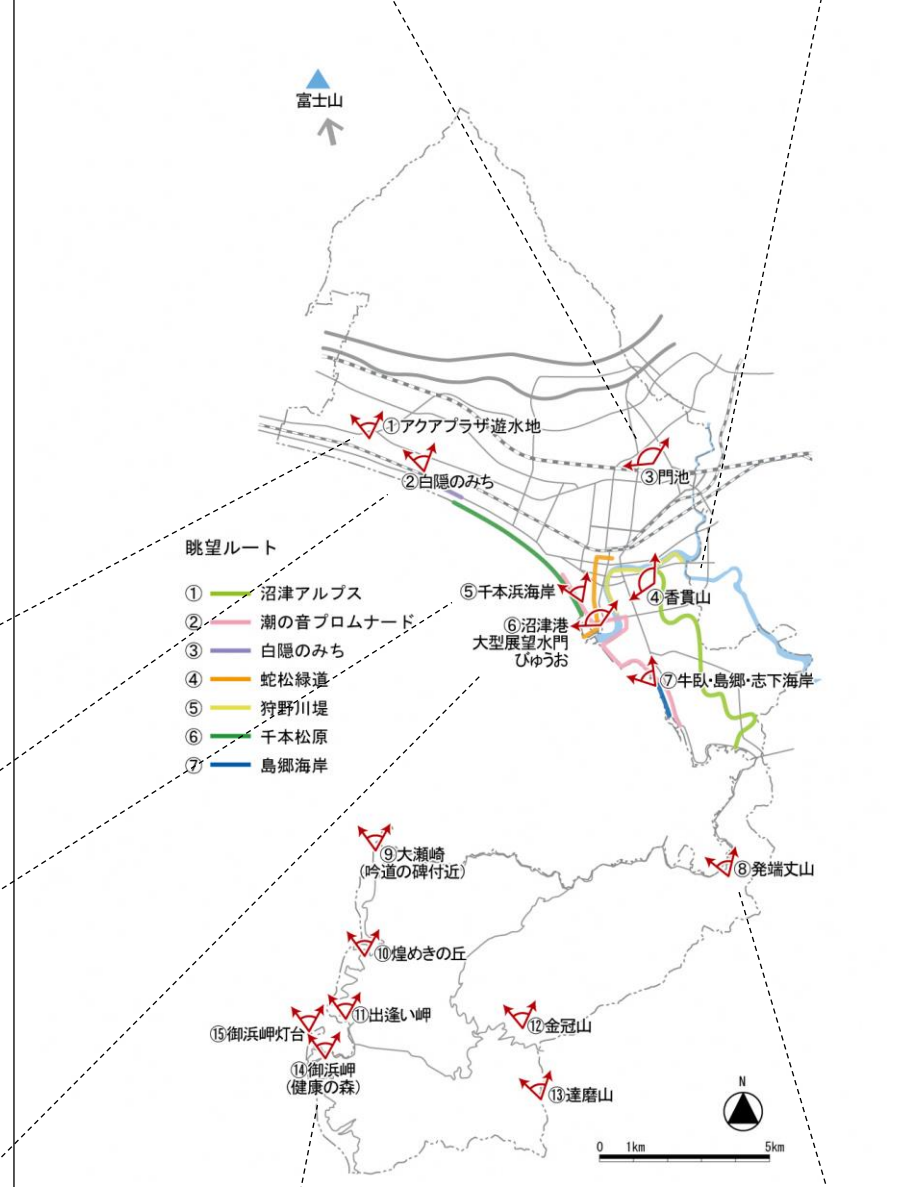
- ①アクアプラザ遊水地 ②白隠のみち ③門池 ④香貫山
- ⑤千本浜海岸 ⑥沼津港大型展望水門 びゅうお
- ⑦牛臥・島郷・志下海岸 ⑧発端丈山
- ⑨大瀬崎（吟道の碑付近） ⑩煌めきの丘 ⑪出逢い岬
- ⑫金冠山 ⑬達磨山 ⑭御浜岬（健康の森） ⑮御浜岬灯台

《眺望ルート》

- ①沼津アルプス ②潮の音プロムナード ③白隠のみち
- ④蛇松緑道 ⑤狩野川堤 ⑥千本松原 ⑦島郷海岸



図 眺望点・眺望ルートの位置と眺望景観の方向



3 景観重要公共施設の指定

公共施設で、良好な景観形成のために重要なものを「景観重要公共施設」として指定し、良好な景観に配慮した整備や管理を行います。

《指定した景観重要公共施設》

- ①御成橋 ②（都）川廓通り線 ③白隠のみち・なかみち・参道・南北道 ④（都）七通線 ⑤我入道公園（牛臥山公園）
- ⑥門池公園 ⑦蛇松緑道

景観重要公共施設に指定された公共施設の管理者は、景観計画に定められた整備に関する方針や占用等の許可基準に従い、景観に配慮した整備や管理を行います。

現在、候補となっている公共施設も、管理者と、指定に向けた協議を続け、協議の成立した段階で、指定していきます。



4 景観形成の推進

○市民・事業者・行政の役割、協働による景観形成

市民・事業者・行政それぞれが景観に配慮することで、魅力あるまちが実現することへの理解を促すとともに、多様な立場から知識や経験を活かし、各主体の協働により、景観形成を着実に推進していきます。

○景観形成の担い手の裾野の拡大

将来の景観形成を担う子どもの景観への関心を高めるため、出前講座等を通じて、学習の機会の提供を行っていきます。

